

第138回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成29年8月31日（木）

10：00～11：56

場所：ひまわり荘 1階 霧島

午前10時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第138回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岩下と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、審議会委員16名のうち過半数であります9名の御出席をいただいております。会議開催要件を満たしておりますことを、まずは御報告させていただきます。

本日御出席いただいております委員の皆様への御紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。「第138回宮崎県都市計画審議会出席委員名簿」、「会議次第」、青のドッチファイル、都市計画審議会関係法令をとじ込んだ黄色のファイルをお配りしております。そのほかに、資料1-1のパワーポイント資料、資料1-2から資料1-7、また、資料2-1のパワーポイント資料、資料2-2をお配りしております。不足している資料等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。なお、青のドッチファイルと黄色のファイルにつきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をお願いいたします。

○出口会長 皆さん、おはようございます。8月最後の日ということで、また、きょうは午前中の開催ですが、報告事項が2件ということで、皆様方の専門的な視点からの御意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 最初に、今回の議事録署名委員の指名をさせていただきます。今回は、原田委員と野崎委員のお二方をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですが、議事の進め方について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 本日の内容は、報告事項としまして、都市計画区域マスタープランの改定について及び「宮崎県中心市街地活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライ

ン」の策定についての2件でございます。まず、区域マスタープランについて、前半に前回までの御指摘に対する修正事項を説明し、後半で第3章の区域区分の決定の有無及び定める際の方針について説明させていただき、それぞれ御意見をいただきたいと考えております。最後に、「宮崎県中心市街地活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン」について御説明させていただき、御意見をいただきたいと考えております。以上です。

○**出口会長** ただいま事務局から提案がありました進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**出口会長** では、この進め方に従いまして議事に入っていきたいと思っております。まず、事務局より最初の説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** まず初めに、都市計画区域マスタープランの修正事項の説明でございます。

それでは、都市計画区域マスタープランの改定について御説明いたします。まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料1-1がこれから御説明しますパワーポイントを印刷した資料です。資料1-2が中部圏域のマスタープランの素案です。資料1-3が東臼杵・西臼杵圏域の素案です。資料1-4が北諸県圏域の素案です。資料1-5が南那珂圏域の素案です。資料1-6が西諸県圏域の素案です。資料1-7が児湯圏域の素案です。それでは、パワーポイントを基本に御説明いたしますので、前方のスクリーンをごらんください。

本日は、初めに、都市計画区域マスタープラン、以下、「区域マス」といいますけれども、この区域マスの位置づけや今後のスケジュール、全体構成について概要を御説明した後、前回の専門委員会と先月開催しました審議会でもいただいた御意見への対応について御説明いたします。その後に、国と協議中のためこれまで御説明しておりませんでした、第3章の各都市計画区域の区域区分の決定の有無につきまして御説明いたします。

それでは、区域マスの位置づけについて御説明いたします。

まず、上位計画として本県の県政運営の指針であります宮崎県総合計画がございますが、この内容を踏まえ、県としての都市づくりの基本的な考え方を定める「都市計画に関する基本方針」を平成16年に定めております。この基本方針に基づきまして、市町を超える広域的・根幹的なまちづくりの方針について、「都市計画区域マスタープラン」として県が定めることになっております。市町は、この区域マスに基づきまして、市町内でおおむね完結する地域に密着したまちづくりの方針を市町マスタープランで定めることになりま

す。これらの区域マスや市町マスタープランに即して個別の都市計画が決定されております。

人口減少・高齢化社会など社会情勢の変化、さらには、東日本大震災を契機とする災害に強い都市づくりに対応するために、昨年度、基本方針の改定を行っており、この改定を受けまして、このたび、委員の皆様にご意見をいただきながら区域マスの改定作業を進めているところでございます。区域マスは、おおむね20年後の都市の姿を展望して都市計画の基本的方向を定めることとされております。ただし、この後、後半で御説明いたします市街化区域の規模を決める区域区分については、おおむね10年後の将来予測に基づいて設定し、都市施設や市街地開発事業は優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として設定することとされております。

続きまして、区域マス改定のスケジュールについて御説明いたします。

区域マスの改定作業については、都市計画審議会下部組織として専門委員会を設置し、御議論をいただいております。また、県庁内の関係各課との連絡調整会議や、市町及び土木事務所の担当者などで構成されます地域作業部会におきましても意見照会を行いながら、素案の作成作業を進めているところであります。今回の審議会は、赤枠でお示ししております報告になりますが、本日の審議会においていただいた御意見を踏まえ、素案の最終案を作成し、パブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントについては9月下旬をめどに実施し、その後、案の公告・縦覧など法定手続を踏まえ、今年度末に審議会で御審議いただき、来年度の早い段階で都市計画決定を行いたいと考えております。

現在、区域マスは18の都市計画区域ごとに策定しておりますが、市町村合併等で宮崎市や都城市など、複数の都市計画区域を持つ市が生じたことなどから、県はより広域的な視点でまちづくりの方針を作成するため、日常生活などで一体性のある広域的な地域を一つの圏域として捉え、6つの圏域にまとめて策定することとしております。

その全体構成は、第1章で基本的事項、第2章で都市計画の目標、第3章で区域区分の有無に関する方針、第4章で主要な都市計画決定の方針を記載しております。第1章では、先ほど御説明しました区域マスの位置づけや県が目指す都市づくりの考え方など、基本理念を記載しております。第2章では、計画期間や圏域ごとの都市づくりの基本方向や市街地像を記載しております。第3章では、後半で御説明いたします区域区分の決定の有無やその方針について記載しております。第4章では、土地利用や交通施設、下水道、公園などの都市計画の決定方針や防災都市づくりに関する方針を記載しております。

以上が、区域マスの概要についての御説明でございます。

ここからは、前回の専門委員会や審議会でもいただいた御指摘の中から、主なもの6つに対する対応について御説明いたします。

まず、第2章「都市計画の目標」の第2節に記載しております都市づくりの基本方向3について、専門委員会からの御指摘です。第2章第2節の基本方向3「多様な自然、歴史、田園環境の保全・活用」について、4つ目に記載しております美しい宮崎づくり推進条例に基づく取り組みについては、前段3つの取り組みを包括するのではないかとの御指摘がありました。こちらにつきましては、前の3つに記載しております豊かな自然や歴史などの地域資源に加えて、美しい宮崎の景観についても、その保全と創出、活用によって、本条例の目的である魅力ある地域づくりの推進や県民の心豊かな暮らしと活力ある地域社会の実現を目指すことを本文に追記し、本条例に基づく取り組みについてより明確に示しております。また、景観に関する取り組みを定めた条例は、このほかに沿道修景条例などもあるため、「美しい宮崎づくり推進条例等」と修正しております。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料1-2の8ページに記載しておりますので、御確認ください。

続きまして、第2章第3節の「地域毎の市街地像」に記載しております観光拠点について、審議会での御指摘でございます。国外・県外からの観光客が多く集まる空港や駅などの交通結節点や各観光地での拠点となる道の駅を観光客の受け入れの拠点としておりましたが、道の駅について、現在は観光の目的地となっている道の駅もあるという御意見がございました。こちらにつきましては、道の駅「つの」や道の駅「えびの」など、集客数が多く、観光の目的地にもなっている道の駅もあるため、赤文字で示しておりますとおり、観光拠点と観光受入拠点の両方に道の駅を記載することとしております。また、観光拠点については、エリアで記載しているものから各観光施設などを記載しているものまでばらつきがありましたが、例えば資料館や運動公園などの施設については、今回、全圏域共通して削除し、代表的なもののみ記載するよう整理しております。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料1-2の11ページに記載しております。

続きまして、同じく第2章第3節の「地域毎の市街地像」に記載しております連携軸についての御指摘です。東臼杵・西臼杵圏域を例に御指摘いただいたものですが、沿岸部と内陸部の都市計画区域が離れている場合、各都市計画区域の間にある都市計画区域外の町村との連携について記載は必要ないのかというものであります。連携軸については、各圏

域間の広域的な連携のほか、圏域内の市街地や生活拠点、既存集落などをつなぐ小さな連携について記載しておりますが、これに加え、赤文字で示しておりますとおり、「都市計画区域外等にある町村の中心部や既存集落等とも、上記連携軸とのネットワーク化を促進するなど連携強化を目指します。」という文言を追記し、都市計画区域外や用途地域外にある町村の中心市街地や既存集落と圏域内の市街地等との連携強化について具体的に記載しております。こちらの記載につきましては、中部圏域の例で申しますと、資料1-2の12ページに記載しております。

続きまして、第4章「主要な都市計画決定の方針」の第2節「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」の交通施設についての御指摘です。交通施設の整備に関する基本方針について、国では、自転車ネットワーク計画の早期進展と安全な自転車通行空間の早期確保に向けた提言を行っており、これを踏まえた記載の検討をお願いしたいという御意見をいただきました。こちらについては、①交通体系の整備の方針に記載しております「イ 域内交通体系の整備促進と再編の方針」に赤文字で示しておりますとおり、「安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した自転車ネットワーク計画の策定を促進します。」という文言を追記しております。この自転車ネットワーク計画については、国のガイドラインに即して市町村が策定することとなっております。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料1-2の22ページに記載しております。

続きまして、第4章の第5節「防災都市づくりに関する方針」の「3. 主要な施設の配置の方針」についての御指摘です。表中の赤文字で示しておりますとおり、沿岸部の圏域では、港が救援物資・集積拠点に指定されているが、津波災害では機能しないのではないかと。このほか、インターチェンジによっては、規模が小さく、救援物資・備蓄集積拠点として機能しないのではないかとという御指摘がございました。こちらにつきましては、県や市町の地域防災計画に位置づけされている防災拠点などは、津波災害に特化したものではなく、さまざまな種類の災害を想定していることから、前文の後半に、「なお、これらの主要な施設は、災害発生箇所や災害の種類、規模により施設の機能分担を図り、円滑な災害対策活動を推進します。」という文章を追記しております。また、県の地域防災計画では、全てのインターチェンジが、規模によらず、道路空間を利用した防災拠点の一つとして、発災時に救援物資を一時的に集積する拠点として位置づけされており、同計画と整合性を図るため、区域マスにも記載しております。こちらについては、中部圏域の例で申し

ますと、資料1-2の36ページに記載しております。

続きまして、同じく、防災都市づくりに関する方針の「3. 主要な施設の配置の方針」についての御指摘です。この節では、緊急輸送道路の配置の方針を記載しておりますが、緊急輸送道路とは別に、発災後に公安委員会が指定する緊急交通路についても記載が必要ではないかという御指摘です。こちらについては、緊急輸送道路と緊急交通路を併記するとともに、骨格的な緊急輸送道路の路線名に続けて、赤文字で示しておりますとおり、緊急交通路についても路線名をあわせて記載しております。区域マスでは、地域防災計画などの防災関連計画と整合性を図りながら、これらの骨格的な緊急輸送道路や緊急交通路の整備を促進することを記載しております。こちらについては、中部圏域の例で申しますと、資料1-2の36ページに記載しております。

以上で、前回の審議会、専門委員会での御意見、御指摘に対する対応についての御説明を終わります。御質問などございましたら、よろしく願いいたします。

○**出口会長** ありがとうございます。前回の委員の指摘を受けて改定していただいた内容を説明していただきました。どの点からでも結構だと思いますので、皆様方の御意見等をよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。前回の皆様方の意見がうまく表現されたり追加されているように思います。この件、了解していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** ありがとうございます。

では、次に、後半のほうに進みたいと思いますので、次の報告事項について、引き続き事務局のほうから説明をお願いいたします。

○**事務局** 続きまして、区域区分についての説明をさせていただきたいと思います。

第3章「区域区分の決定の有無及び定める際の方針」について御説明いたします。

まず初めに、区域区分とは何かを御説明いたします。区域区分については、都市計画法第7条に規定されている、いわゆる線引きのことで、無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資及び計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度であり、ここまでなら建築を自由に行い市街化を進めてよいという境界を設定することです。市街化区域は、積極的に開発を進める区域で、街として発展させていこうという区域です。一方、市街化調整区域は、言葉に調整とつくとおり、市街化を調整・抑制するため、さまざまな規制がかかっています。この区域内では、原則建物は建築で

きません。写真は、区域区分、線引きの実例でございますが、赤い線を挟んで右側が市街化区域で建物が多く建ち並び、市街化されております。一方、赤い線を挟んで左側が市街化調整区域で、建築行為や開発行為を規制しているため、里山や農地が保全されております。これまでも御説明してきましたとおり、本県には18の都市計画区域がございますが、このうち、宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域の2つの都市計画区域のみ区域区分を適用しており、赤色が市街化区域、黄色が市街化調整区域を示しております。一方、都城広域都市計画区域を初めとしますそのほかの16の都市計画区域では、区域区分を適用しておらず、赤色が用途地域のある区域、青色が用途地域のない区域を示しております。資料前半の区域マスの位置づけでも御説明したとおり、区域区分の要否についてはおおむね10年後の将来予測に基づいて決定し、区域マスに記載することとなっております。

区域区分の要否の判断については、まず、「市街地として一定水準以上の人口密度を有しているか」が最初の判断の目安となります。市街地として一定水準以上の人口密度については、市街化区域における人口密度の参考値として、国が示す1ヘクタール当たり60人を基準とします。市街化区域の人口密度が1ヘクタール当たり60人以上を有している場合は、その次の目安として、「将来の市街地人口を、現行の市街地で適切に収容できるか」を検討していきます。国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来人口をもとに算定した10年後の市街地人口の推計値と、都市計画基礎調査の調査結果をもとに算定した現行の市街地内で人が住むことが可能な土地に適切な人口密度で収容が可能な人口の推計値を比較します。これらの2つの人口推計の結果、将来の市街地推計人口が、現行市街地に収容可能な人口を上回った場合、つまり、将来の市街地人口を、現行の市街地内では適切に収容できないとなった場合は、一定の市街地拡大圧力を有すると考えられることから、市町の意向も踏まえた上で総合的に判断し、区域区分を適用することになります。

一方、最初の区域区分の要否の判断の目安となる、市街地として一定水準以上の人口密度を有していない場合、つまり、市街化区域の人口密度が1ヘクタール当たり60人を下回る場合には、市街地内に人口集中地区、いわゆるD I D地区がない場合、市街地における建築活動が活発でない場合、さらに、市街地外における農地転用動向が高くない場合、将来の市街地人口を、現行の市街地内で適切に収容できなくなった場合には、市街地拡大圧力が低い、あるいは市街化区域を設定し得る規模、密度を有していないと考えられることから、市町の意向も踏まえた上で総合的に判断し、区域区分を適用しないということになります。

これらの市街地の人口密度や将来人口の減少に加えまして、市町の意向などを総合的に判断した結果、今回の区域マスの改定における区域区分の決定の有無について、先に結論を申しますと、これまでと同様に、宮崎広域都市計画区域については区域区分を適用する、日向延岡新産業都市計画区域についても区域区分を適用する、そのほかの都市計画区域については区域区分を適用しないという判断になりました。

区域区分を行う理由について、まず、宮崎広域都市計画区域について見てみますと、現行市街地の人口密度が1ヘクタール当たり約80人で、目安となる60人を超えており、また、平成32年における市街地人口の推計値は、現行市街地に収容可能な人口をやや上回ることから、一定の市街地拡大圧力を有すると考えられます。これらの状況に加えまして、宮崎市や国富町の区域区分を継続したいという意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分以外の方策では十分な対応が困難と考えられることから、宮崎広域都市計画区域においては、これまでどおり、引き続き区域区分を適用するものとしたします。

次に、日向延岡新産業都市計画区域について見てみますと、現行市街地の人口密度が1ヘクタール当たり約62人で、目安となる60人を超えております。また、平成32年における市街地人口の推計値は、現行市街地の収容可能な人口とほぼ同数であることから、今後数年間は一定の市街地拡大圧力を有すると考えられます。これらの状況に加えて、延岡市や日向市、門川町の区域区分を継続したいという意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分以外の方策では十分な対応が困難と考えられますことから、日向延岡新産業都市計画区域においても、これまでどおり、引き続き区域区分を適用するものとしたします。

最後に、そのほかの都市計画区域について見てみますと、全ての都市計画区域で、現行市街地の人口密度が、例えば都城広域都市計画区域で1ヘクタール当たり約50人など、目安となる60人を下回っていることから、市街地拡大圧力は低いと考えられます。また、人口集中地区が設定されていない都市計画区域のほか、人口集中地区が設定されている都市計画区域におきましても、市街地における建築活動が特に活発である状況が見られない、あるいは市街地外での農地転用動向が高くないことなどから、市街化区域を設定し得る規模、密度ではなく、市街地のスプロール化の可能性は低いと考えられます。これらの状況に加えまして、市町の意向などから総合的に判断いたしますと、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分を適用する必要性は低いものと考えられること

から、当面、区域区分の適用はしないものいたします。

以上で、区域区分の決定の有無及び定める際の方針についての御説明を終わります。

それでは、御審議よろしく願いいたします。

○出口会長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、宮崎広域都市計画区域については区域区分を適用する、日向延岡新産業都市計画区域についても区域区分を適用する、上記の2つの都市計画区域以外につきましては、区域区分を適用しないことの根拠等の説明がありましたので、御意見等をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○A委員 人口密度をもとに区域区分を決定するということですが、まちを見てみますと、宮崎市でもまちは崩れています。宮崎市を見たときに、車社会になっていますね。車社会では、高齢化が進みますと、皆さんも免許を返されますので、移動が困難になります。人が住む空間を考えると、そこに住む人の動ける範囲というか、要するに、コンパクトに住める都市というか、住みやすいまちというか、そこを都市計画にどのように反映したらいいか、そういうことは入れなくてもよろしいでしょうか。

宮崎市がすばらしいとって、定年退職後、県外から移住された方々に伺ってみると、確かに自然はすばらしいけれども、都会のように移動手段がないので、実際に住んでみるとそこが困りましたと言われていました。人口密度というのは、そこに住む人の住みやすさを考えた、これからしばらくはまだ高齢化が続きますし、人口減少も、集中化というのが県の中ではありますので、宮崎市だけを見れば人口が増えたりするかもしれませんが、実際にそこに住む人にとっては、大塚台の団地なども空洞化が進んでいて、都会に比べると地価が安いから、いろいろな住宅が新しいところ新しいところと開発されれば、その周辺にスーパーなどもできて、一つの小さなグループが点在してあって、宮崎市自体も、集中ではなくて、コンパクト化ではなくて、だだだだど広がっているような感じを持ちます。新しい団地が増えれば新しいところにみんな住んでいきますし、若いときは自分が高齢になったときの状態はあまり考えられないので、都会のように交通の便がいいところではまだしも、宮崎みたいな車社会の中で、ここが暮らす人にとって暮らしやすくなっていくのかなという疑問がすごくあって、そういうことをこの都市計画の中には入れられないものなのかというのが私の中では疑問がありまして、そういう質問です。

○出口会長 ありがとうございます。区域区分のこと、交通体系のことあるいはコンパクトシティとか、全体を網羅した御意見だったと思いますので、関連づけて区域マスタープ

ランの考え方をもう一遍整理していただければありがたいと思います。

○事務局 今、御質問をいただきました内容で、後半で説明しました区域区分につきましては、まさに委員が御指摘いただいたように、市街化区域を線引きすることで、その中に一定の人口が住まえるような建物の建築を促進する区域になりますので、言ってみればコンパクトなまちに向かっての一つの枠組みになると思います。委員が詳細な区分をお話しになられた分については、資料1-2が中部圏域のマスタープランになりますが、この中の9ページをお開きいただければと思います。これはほかの圏域も同様ですが、第3節「地域毎の市街地像」ということでまちの将来像を掲げておりまして、1として「人のまとまり」を形成する核となる市街地の考え方がここで記述されておりまして、商業、業務、医療、福祉等の都市機能を集約して人が集う核をつくるとか、そういう考え方をお示ししております。後半のほうもいろいろ考え方がありますが、今いみじくも委員が御指摘いただいたような趣旨の内容をまちの将来像というところに示して、これを指針として各市町ごとにマスタープランをつくり、そういう方向を目指してまちづくりを進めていくということになっております。細かな形ではないと思いますが、方向性をこの中で書かせていただいているところがございます。以上でございます。

○A委員 はい。

○出口会長 次回以降にも同じような問題が出てくるかと思しますので、御指摘をまたよろしく願います。

ほかにございませんでしょうか。

○B委員代理 私だけなのかもしれませんが、区域の決まり方をもう少し丁寧に説明していただきたいなと思います。今、区域の中での人口密度がどれだけ以上であればという話があったかと思いますが、そもそも、例えば宮崎広域都市計画区域というのはどの段階で決まっているのか、その範囲というのはこのマスタープランに先立って決まってしまうという理解でいいかというのを御説明いただかないと、範囲の切り方によっては人口密度等々変わってきてしまうと思います。具体的には、資料1-2の13ページには宮崎広域都市計画区域と田野都市計画区域、綾都市計画区域とあって、それぞれがどういう範囲であって、それを誰がいつ決めたのかということは書かれていないんです。その面積と線の引き方によって人口密度は変わってくるものだと思うので、その辺をもう少し説明いただいたほうがいいのかということでもよろしく願います。

○出口会長 事務局よろしいでしょうか。御質問の趣旨と、もしあれだったら確認をして

いただいて。要するに、広域都市圏の中に各都市計画区域があって、それぞれを全く一緒に総合して平均をしているのか、それとも別々にヘクタール当たりを考えて全体的に網羅して考えたのかと、そういうことでよろしいですか。

○B委員代理 そもそも宮崎広域都市計画区域はどの範囲を想定されているのかもこの資料だけだとわかりませんが、それが決まっていなくて今の議論は進まないと思います。要は、マスタープランに先んじてこの都市計画区域をどこかで誰かが決めているということではないかと思いますが、そのときの判断といいますか、赤い色がついているところを決めたのはそもそも誰なのかということです。

○事務局 都市計画区域は県内に18カ所あるという説明をさせていただきましたが、こちらの地図で着色されている部分が本県の都市計画区域になります。これにつきましては、昭和45年に都市計画区域ということで県のほうで制定しておりまして、宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域、今は線引き制度をやめておりますが、都城広域都市計画区域、この3つに関しては、区域区分、線引き制度を用いるということで県のほうで設定していたところでございます。

○出口会長 それ以降はその区域を見直しは行わず、都市計画制度をそのまま適用してきたということよろしいですか。

○事務局 都市計画区域自体の見直しは行っていませんが、市街化区域と市街化調整区域の線引きについては、おおむね5年ごとに、大きな見直しではありませんが、地形地物等とか開発の状況によって見直しを行ってきている状況でございます。

○出口会長 見直しを行った結果、変更が起こったところがあるか、あるいは都城みたいに線引きを廃止した時期があるかということも経緯として。区域区分については、今まで都城以外に大きな変更はなかったというふうに理解していいですか。

○事務局 そうということになります。

○出口会長 もう一つの御意見の、どこでヘクタール当たりを考えるかということも。

○B委員代理 今の御説明だと、昭和45年に大枠として都市計画区域は決められて、中での市街化区域と市街化調整区域の線引きは時代によって見直しをされてきたということだと思います。ということは、都市計画区域マスタープランに先んじて、例えば宮崎であれば、都市計画を考えるエリアはここですというのは昭和45年からずっと変えていないということなんですか。

○事務局 基本的には変わっておりませんが、例えば高速道路が通ったところでインター

チェンジを区域内に取り込んだところはたしかあったと思いますので、全然変わっていないわけではありませんが、そういう形で区域を一部広げたりしたところは、詳しい年度までは今把握しておりませんが、あります。

○B委員代理 要は、その範囲を決めるどうこうというのは、この都市計画区域マスタープランの所掌の外側で既に決まっている所与の条件だということと考えていくということではないですか。

○事務局 はい、そういうことになります。

それから、密度のお話は、線引きを行っているところであれば市街化区域内の密度で計算……。

○出口会長 宮崎広域都市計画区域を少し大きくして、これとこれをこれを一緒にして計算したというふうに手で示していただければ一番わかりやすいかなと思います。

○事務局 こちらの宮崎広域都市計画区域の中で赤く着色されている部分が市街化区域になっておりまして、赤く着色されている面積内に住まわれている人口を面積で割ったものをヘクタール当たりの人口という形で、宮崎ではこの赤く塗っているところのヘクタール当たりの人口が80人を超える程度いると見ております。黄色のエリアの中にある赤い地域に住まわれている人口をヘクタール当たりで計算したのが先ほどお示しした80人と。一方、こういう線引きを行っていない、例えば小山市、青色で着色している部分が都市計画区域になりますが、こちらの人口密度に関しては、赤く塗っている箇所を用途区域という言い方をしておりますが、こちらに住んでおられる人口を赤い区域の面積で割ったもので検討しているということになります。

○B委員代理 計算の仕方が違うということですか。黄色いほうは赤いところに住んでいる人を赤いところの面積で割っている。

○事務局 青いところも一緒です。赤いところに住んでいる方の人口を赤い区域の面積で割っていると。

○鈴木委員代理 それは黄色も青も一緒ということですか。

○事務局 一緒です。

○B委員代理 わかりました。感想めいたことですが、黄色の範囲とか青の範囲が昭和45年からそう変わっていないというのは、マスタープランとして本当にそれでいいのかというのは若干疑問なんですけど、そこはそういうものかということですか。交通とか道路とか人の動きが変わる中で、都市計画区域がずっとそのまま果たしていいのかなと思ったの

で。ここの説明だと、そこは所与のものだという御説明だったので、そういう質問とコメントをさせていただいたんですが、すみません、答えのない質問で恐縮ですが。

○出口会長 ありがとうございます。都市計画の継続性のこともあるでしょうし、今までの都市計画でいいのかということは毎回検討していかないといけないのかなと思います。そういう意味では、今いただいた御意見も継続して審議に持って行っていただいて、専門委員会のほうにも持ち帰っていただければと思います。どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○A委員 今、御指摘があった点に加えて、将来的な展望を10年とか20年とかに置くのではなくて、大きく50年後とか。都市計画は大事だと思います。考えていなかったから宮崎市は今、住みにくくなっていると思います。年老いてもちゃんと住めるところにあるかどうか、そこに住む人が住みやすくずっと住めるか、そういう視点を入れられるといいかなと。10年後というのはあつという間にたってしまうので、そのままにしておくともちは再生できないような崩れたところになるのかなという危惧を持ちます。

○事務局 こちらの説明の中で私、御説明している部分であります。都市の将来像のところ、さすがに50年とか100年というふうには書かれていませんが、20年後の都市の姿を展望するというようになっておりまして、その中で施設の整備にかかわるものは10年というもう少しスパンの短い捉え方、これを現段階での都市計画の基本的なスタンスということとさせていただきます。

○出口会長 宮崎都市圏というのは、言われるように公共交通網が少し弱いんですが、構造的には、先人たちが骨格をつくっていただいたり、道路だけではなくて、先ほど景観等もありましたが、そういうことがあって、全国に比べても比較的うまくつくっているまちではないかと思いますが、先ほど浜田委員がおっしゃった高齢化や広域化に対応した道路あるいは交通の確保というのは、これから頑張らないといけないことかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

○C委員 区域区分の要否の2についてちょっと整理ができなくて教えていただきたいのですが、25ページでいくと、事例で、平成32年における市街地人口の推計値が、現行市街地の収容可能な人口を上回ったときに、区域区分を適用するという判定結果の一つになっているという表記がありますが、将来の人口が多くて現行市街地におさまらないということは、あふれた人たちをどうするというか、例えば市街化調整区域と市街化区域の線引きを広げてそちらのほうに移行していくとか、そういう意味合いが含まれているのでしょうか。

か。将来の市街地推計人口が現行市街地の収容可能な人口よりも多いということで、いきなり区域区分を適用というふうになっていくこのルートというか、どうなったらこういう適用になるという整理がちょっとつかないのですが。

○**出口会長** 0か1か、それとも、区域区分を、例えば線引きの線の近傍については、一体的な開発が起こったときに区域の中に線引きし直している事例もありますが、そういうことで対応しているのか。いや、どんと線引きをなくすことで対応するのかという意見ではないかと思いますが、いかがですか。じゃ、私の理解が間違ったかもしれませんから、事務局、よろしいですか、今の梅田委員の質問。

○**事務局** なかなかこの言葉等、難しい面もあったかと思います。今回の区域マスの中の区域区分の年度の設定ですが、平成22年の国勢調査の人口をもとにして、10年後ということで平成32年の人口を、国の機関の国立社会保障・人口問題研究所、一般的には社人研と言っていますが、そこが日本全国の人口を推計しております。そこで宮崎県の人口であるとか宮崎市の人口の推計を出しております。ただ、そちらのほうで出されているのは行政区単位になっているものですから、宮崎広域でいきますと宮崎市とか、国富町も入っていますが、そこの中の市街化区域内という行政区域の一部分の人口がどれぐらいになるのかというのは補正して出すんですが、平成22年の国勢調査をもとに社人研が出している10年後の人口というのがまず出ます。

それとは別に、都市計画の基礎調査というふうに私、申し上げましたが、こちらのほうは、それ以外の土地の動向というか、ちょうどこの建物の前を通っている道路も、目の前は広がっていませんが、場所によっては計画どおり広がって、それまで家が建っていたところが道路になったりして面積も変化してまいります。そういったものをあわせて、赤色のところについては10年後の平成32年の面積を補正して出すわけです。

それと、赤色の部分の人口密度がどういうふうに変化しているかというのを時代のトレンドで出しまして、それも推計値を出すことで10年後の面積も推計します。人口密度を推計して、人口密度と面積を掛けますと人口が出ます。収容可能な人口が幾らというのが一方で答えが出るわけですが、それと最初に申し上げた社人研が出したものを比較したときに、収容できる人口よりも社人研が出している数字のほうが大きい場合には線引きをするという考え方になっていますが、そのときに入り切れない人間はどうなるんだということだと思いますが、差額分が何百人とか、何千人という数字が出た場合に、今後、赤色の市街化区域の中で、住宅の開発もこれは許可が当然出てくるわけですが、そういったもので

部分的に赤い部分が少し増えて人口が張りついていくというのは、例えば宮崎市で言えば、最近では、赤江であったりまなび野とかが開発されて市街化区域が拡大されたという実例がございます。そのような形で差分の人口分を、無秩序にならないように赤色のところにするような形で、これは具体的には宮崎市のほうの実務になっていきますが、そのためにこういう線を引いているということになります。御理解いただけただけでしょうか。

○C委員 線引きはしますと。また、それは現状において市街化調整区域と市街化区域の線引きは調整していくということですね。よくわかりました。

○D委員代理 関連質問ですが、平成32年における市街地人口の推計値で、社人研とかいろいろ話があって、全国統計が平成22年ということですが、全国の統計調査の関係は5年ごとですので、平成27年には県の統計調査課での調整は終わっており、最新版という形ではできないのかということと、10年後、20年後を見据えた都市計画プランであれば、平成32年といえ、審議が平成30年に終わって、2年先でしかないわけです。施設整備は10年後、大きな全体像は20年後と見据えたときに、近似の統計資料でいけば区域が大分違って来るからまだ出せないということですか。要は、統計調査は終わっていますが、それは平成22年のものしか使えないのかということですか。

○事務局 国勢調査の人口を用いて区域マスタープランの本文は毎回進めていきますが、平成27年があったではないかという御指摘だと思います。基本的には平成25年の社人研の調査結果を用いていますが、実際は、御意見のとおり平成27年の結果が出ておりますので、社人研のほうが出していた推計値と平成27年の実際の調査結果をもとに数値を補正しております。

○出口会長 平成22年のものを平成27年の最新データで補正しているということでしょうか。

○事務局 はい。

○出口会長 ということだそうです。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、いただいた御意見等を参考にしていただいて、専門委員会のほう、あるいはその時期がありましたら、そちらのほうでも修正等をよろしくお願ひいたします。

では、次に進んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、「宮崎県中心市街地の活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン」について御説明させていただきます。

説明の流れといたしまして、1番でまずスケジュールについて、2番、3番でガイドラインの位置づけと構成案を御説明し、4番でガイドラインの主な内容について、中心市街地活性化に関する指針と大規模集客施設の適正立地に関する指針の内容を御説明いたします。前回の都市計画審議会で説明させていただいた内容も含まれておりますけれども、全体的なガイドラインの内容の説明とあわせまして、いただいた御意見への対応案について説明させていただきます。

まず、スケジュールについてでございます。先ほど御説明いたしました区域マスタープランの改定に合わせまして、ガイドラインにつきましては、専門委員会及び都市計画審議会の御意見を踏まえまして、地域作業部会や庁内連絡会議への意見照会を行ったところですけれども、今回の都市計画審議会への御報告を踏まえまして、最終案を取りまとめ、区域マスタープランの都市計画決定に合わせて決定・公表を行いたいと考えております。

次に、ガイドラインの位置づけでございます。県全体の都市計画の方向性を示すものとして、平成16年5月に都市計画に関する基本方針を策定し、この方針に沿って都市計画区域ごとに区域マスタープランを策定しておりました。なお、各市町は区域マスタープランに即してそれぞれ市町マスタープランを策定しております。その後、大規模な集客施設の立地抑制や中心市街地活性化等によるコンパクトなまちづくりに向けました、いわゆるまちづくり三法が平成18年に改正されたことから、その趣旨を踏まえまして、本県のまちづくりのあり方について、平成20年3月に宮崎県まちづくり基本方針を策定いたしました。この宮崎県まちづくり基本方針は、都市計画に関する基本方針を補完するものとしてまとめたものでございました。また、今後さらに進む本格的な人口減少、高齢化への対応や東日本大震災などを契機とした防災都市づくりのあり方などを位置づけるために、昨年度、都市計画に関する基本方針を改定したところでございます。改定の際に、宮崎県まちづくり基本方針の内容の一部を包含して改定いたしました。今回策定しますガイドラインは、都市計画に関する基本方針の改定の際に包含できなかった内容をまとめる予定です。具体的には、中心市街地活性化や大規模集客施設に関する詳細な方向性や手続などについて取りまとめることとしております。なお、県では、今回のガイドライン以外にも、市町村が都市計画を行う際の手続などについてより詳細に具体的な内容をまとめた要領や指針などをまとめております。

続きまして、ガイドラインの構成について御説明させていただきます。左側が平成20年に策定しておりましたまちづくり基本方針の章立てでございます。右側が今回のガイドラ

インの章立てになります。今回の章立てにつきましては、まちづくり基本方針の記述内容のうち、昨年度改定しました都市計画に関する基本方針に包含された内容を除きまして、中心市街地活性化と大規模集客施設の適正立地に関するものに特化して内容をまとめることとしております。

各章の説明につきましては、ガイドラインの主な内容となります第3章と第4章について説明をさせていただきます。

第3章の「中心市街地活性化に関する指針」を御説明します。

この章は、まちづくり基本方針の第5章の構成と同様の内容でございます。1番と2番で中心市街地活性化の重要性と県や市町村の役割などを定めておりまして、3番の支援体制で具体的な内容を記述しております。この3番の内容についてももう少し説明させていただきます。

この3の支援体制等の内容としましては、支援体制と支援の方向性の2つの項目でまとめております。(1)の支援体制としましては、庁内の関係各課で構成します連絡会議を開催し、市町村への助言を行うこととしております。また、(2)の支援の方向性につきましては、国が定めています中心市街地活性化を図るための基本方針に沿って、事業の必要性や支援の方向性等を取りまとめています。この項目の順番につきましては、前回の都市計画審議会にて御意見をいただいておりますので、詳しく説明いたします。

いただいた御意見が、支援の方向性について取りまとめている項目の順番について、まちの再生への方向性を考えたときに、居住機能、経済機能、文化機能の順に取りまとめ、これらがネットワークで結ばれる交通機能という順番で整理するとよいのではないかという御意見をいただきました。対応としましては、御意見を踏まえまして順番の見直しを行っております。具体的に説明いたしますと、当初のガイドラインの案につきましては、左側にありますように、国が定めています基本方針の順番に沿って並べておりました。御意見を踏まえまして、①の居住、②、③の経済、④の文化、⑤交通の順番で並べ、⑥以降にこれらを下支えする市街地の整備改善や今回追加します都市機能の集積に関する内容を並べるように見直しを行っております。赤字の部分が追加または修正した部分になります。⑦の都市機能の集積の促進を図るための措置につきましては、6月に開催しました専門委員会の御意見を踏まえまして追加した項目になっております。また、そのほかの項目につきましても、専門委員会や地域作業部会等の御意見を踏まえて記述内容の見直しを行っているところでございます。

続きまして、同じく前回の都市計画審議会でもいただいた御意見と対応について説明させていただきます。御意見としましては、中心市街地活性化の取り組みはさまざまな方面から考えないと消費は回復しないという御意見をいただいております。また、県の中心となる宮崎市や都城市、延岡市などとそのほかの市町村が連携していかないと消えていく町村があるのではないかという御意見をいただいております。これらの御意見に対しまして、中心市街地活性化の取り組みはさまざまな施策との連携が必要であることを追加しております。具体的に追加する記述内容について説明させていただきます。

追加する部分は、先ほど御説明しました第3章の3番、支援体制等のうち(2)の支援の方向性の中に記述を追加しております。追加した内容の趣旨といたしましては、中心市街地活性化の取り組みは、人口減少等に対する施策としての「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの地方創生の取り組みなど、さまざまな施策と密接に連携して地域全体の活性化の観点から取り組むことが必要だという記述を追加させていただきました。

次に、第4章の「大規模集客施設の適正立地に関する指針」の内容について御説明します。

まちづくり基本方針では、人口減少、高齢化に対応したまちづくり全般に関する内容を記載しておりましたが、今回のガイドラインにおきましては、大規模集客施設の内容に特化した内容でまとめることとしております。特に、2番の大規模集客施設の立地誘導に関する事項及び4番の立地抑制に関する事項につきまして、具体的な手法をできるだけわかりやすく取りまとめることとしております。今回のガイドラインでは、ショッピングモールなど1万平方メートルを超えます大規模集客施設につきまして、渋滞の発生や環境への影響など、近隣の市町村の都市づくりへの影響があることから、立地の誘導を図ることとしております。左側の都市計画区域指定図の中で着色されている部分が都市計画区域です。このうち赤色の部分が住居、商業、工業など市街地としての用途を定めている用途地域であります。この赤色の用途地域のうちに、近隣商業地域、商業地域、あわせて準工業地域の一部につきましては、1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地制限がないことから、これらの用途地域のうち、市町のマスタープランなどでまちづくりの方向性と一致する地域について立地を誘導することとして考えております。それ以外の地域は立地を抑制する地域として位置づけ、その抑制する手法などをガイドラインに取りまとめることとしております。なお、立地を抑制する地域におきまして、市町村の実情により立地を認める必要が生じた場合は、都市計画の変更などにより立地が可能となりますが、その際には、

関係市町村や都市計画審議会の意見を聴取する広域調整の手続を県が行うこととしております。

大規模集客施設の適正立地についてさらに詳しく説明させていただきます。こちらの表は、先ほど御説明させていただいた用途地域ごとの状況や立地を抑制する手法などについて取りまとめたものになりますが、立地を誘導する区域につきましては、近隣商業地域と商業地域、準工業地域の一部になり、都市計画区域内に占める割合が2.8%になります。また、立地を抑制する手法としましては、例えば準工業地域につきましては、1万平方メートルを超える大規模集客施設の建築が可能ですが、特別用途地区の指定により建築を規制することができます。現時点では、宮崎市や日向市などが特別用途地区の指定を行っております。このような形で、大規模集客施設につきましては、都市計画区域のうち2.8%を占める商業地域などに立地を誘導して、それ以外の地域に立地が必要となった場合には、このガイドラインに沿って関係市町との広域的な調整を行いながら、都市計画の変更に関する判断を行っていきたいと考えております。

時間も限られておりますので、ガイドラインの内容の説明については以上とさせていただきますが、詳細は、お手元にお配りしております資料2-2ガイドラインの冊子をごらんいただきたいと思います。

以上でガイドラインの説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○出口会長 ありがとうございます。従来の都市計画に関する基本方針を今度の区域マスタープランの見直しとともに純化させて、今回のような中心市街地活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドラインとして編成し直したという内容だと思います。どの部分からでもいいと思いますので、御意見等をよろしくお願いたします。

聞き漏らしたかもしれませんが、先ほどの区域マスタープランのほうはパブリックコメントにかける。ガイドラインそのものは、この後の手続としてパブリックコメント等は経ないでいくということよろしいですか。

○事務局 今、会長がおっしゃられましたとおり、ガイドラインについては、現在のところ、パブリックコメントは実施しない予定にしております。

○出口会長 わかりました。

○鈴木委員代理 資料2-2の16ページで、④の都市福利施設を整備する事業についてというところは、県の支援の方向性というのが特段書かれていませんが、ここはほかのものとは違う整理なのでしょうか。

補足すると、③とか⑤とかほかの項目は事業の必要性が書いてあって、それに対して県の支援の方向性がセットで書かれていますけれども、④だけ県として特段の支援の方向性の箱をつくられていないので、どうなのかなという質問です。

○事務局 今回のガイドライン自体が、以前のまちづくり基本方針の内容をほぼ受け継いだ形になっていますが、前回のまちづくり基本方針の中でも、都市福利施設を整備する事業のところは具体的な県の支援の方向性が示されていなかったところです。現状で具体的にお示しできるものがなかったというのが実情です。

○出口会長 今回、中心市街地の活性化と大規模集客施設等の中で、特化したことによってこの記載が必要として残るのか、あるいは施策として打ち立てられないのであればここは外すのか、そこの部分もあると思います。まちづくりだと、例えば福祉施設は、市街化調整区域の近くあるいはボーダーラインの付近で開発を行った事例というのは過去にあると思うし、福祉施策と連携して検討してきた事例があったと思います。そういう意味では、このガイドラインの中で、この項目を、対策あるいは方策がないのであれば、ここで入れなくてもいいのか、それとも入れておかないといけないのか。入れておくのであれば、鈴木委員がおっしゃったような何らかの対応は必要なように思います。いかがでしょうか、そういうことでよろしいですか、趣旨は。

○B委員代理 中心市街地、いわゆる集積している箇所、病院であったり、教育・文化施設といったものがないと、それを求めて別の場所に行ってしまうかと思うので、活性化という意味ではこういったものが必要なのではないかと。そこに県の支援が何か、具体的に今メニューがなくても方向性は書いたほうがいいのではないかと考えて質問させていただきました。

あと、もし書き加えられるのであれば、子育て支援施設みたいなものも都市の福利施設として書き加えたほうが、今の少子化の流れの中には乗ると思うので、中心市街地の中に子育てを支援する施設も立地できるような、そんな後押し施策をしていただければいいのではないかなと。これは希望のコメントです。

○出口会長 ありがとうございます。宮崎市でも今、中心市街地活性化の計画をやっていると思います。今、鈴木委員がおっしゃったような福祉施設関係のまちなか設置とかの支援も検討されていると思いますので、ここは今の御意見をいただいて検討を進めていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○OE委員 資料2-2の15ページ、県の支援の方向性の3番目のところで、商店街再生プラン等に基づき云々で、「自治体と連携したIC型ポイントカードシステムの導入等商機能の強化のための取組を支援する」とあります。これは具体的にカードとしてはどのようなものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○商工政策課 商工政策課でございます。今、委員からお話ございました15ページの県の支援の方向性のポツの3つ目でございますが、こちらのほうは、具体的には、県として市町村のこういった取組みに対して支援をいたしております。お話のございましたシステムとしましては、例えば延岡市さんのように、健康ポイント的な取組みを取り入れていこうといったところもございますので、そちらについては各地域によって若干差異はございますが、地域のほうで商店街なり商業の再生、にぎわい創出にかかろうとするものに対して補助を行っているという状況でございます。

○OE委員 ありがとうございます。公的なカードと連携したことになるのかなと思いましたが、公的なカードはマイナンバーカードもなかなか進んでおらず、宮崎県も随分少ないパーセントだったと思いましたので、お聞きいたしました。

それと、6番目のところで、商店街へのキッズルームや云々のところですが、「安全安心を確保するための防犯カメラの設置、高齢者向け宅配事業等買物弱者に対応した取組等を支援する」とあります。安全安心のために防犯カメラというのは、安心であるとともにある意味ではプライバシーのことが懸念されますので、設置に対しては十分注意していただいたほうがいいのだらうと思います。あと、購入したものを宅配する高齢者等を支援するというのは、補助とか何かの意味なのでしょうか。

○商工政策課 今おっしゃられた分につきましても、先ほどと同様な形で、各市町村に対して補助を行っているところでございます。

まず、防犯カメラの設置につきましては、具体的に言いますと、宮崎市内の商店街とかに対して、防犯カメラを安全上の観点から地元のほうで設置したいという御要望がございまして設定いたしております。その際には、当然、委員御指摘のプライバシーへの配慮についても十分考慮した上での防犯カメラ設置という形になります。

それから、宅配の関係でございますが、冒頭、浜田委員から御指摘がございましたが、買い物弱者ということが今、本県において大きな課題となっております。それにつきましては各市町村ごとに状況が異なりますが、既に宅配のサービスを持っているところもございます。例えば都城市の高崎では民間の方々が既に取組みをしていらっしゃる。一方で、

都城市のほうでそれ以外のところに対する支援の仕組みを設けているといった状況がございます。こちらについては非常に大きな課題ではありますが、地域によって御利用になる方々の状況にかなり差異が出ておまして、特に本県の場合ですと車が大きな手段になりますので、結果的に娘さんや地域の方々の御協力でもって成っているというのが実情でございます。しかしながら、それが何らかの形でうまくいかなかった場合は、交通手段がございませんで非常に大きな課題になっていると。そのような状況の中で、地元のほうといろいろ御相談をしながら、地域に合った円滑な形でのシステムが構築できるように意見交換をさせていただいております。

○D委員代理 防犯カメラの関係で補足説明です。昨年、県のほうで「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しております。県警としましては、適正な使用・設置が推進されていくものと感じております。

○出口会長 ありがとうございます。ここの中にそういう情報をつけ加えたほうがいいかもしれませんね。

E委員の最初の御意見のように、私も勘違いしたんですが、自治体と連携したIC型ポイントと読んでしまったので、「何々の取り組みを自治体と連携して支援する」というほうが間違わないような気がしますので、後で検討していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○A委員 最後のスライドの大規模集客施設の適正立地に関する指針で、立地不可と制限なしというところがあります。制限なしというところでは、今後、大規模集客施設の立地が宮崎市内とかいろいろなところでまだ可能であるということですね。そうすると、宮崎市の問題が大きいのですが、宮崎市や都城市でも今、中心市街地は空洞化しています。そこで中心市街地活性化が叫ばれてはいますが、お客様の意向というか、新しいところがあれば新しいところにみんな行ってみたくになります。ニトリタウンにしる、大手の資本が全国各地でそういうタウンを形成して中規模ぐらゐの集積をどんどんつくっていつていますが、制限なしというのにちょっと不安を覚えるんです。宮崎市の中で、ある程度の駐車場の面積があったり、そこに新しい集積が生まれてくると、中心市街地というか、県庁付近の橋通りというか、そこの再生がなかなか難しくなってほど遠くなってくるのかなというのを感じますので、何らかの対策というのをここに盛り込むことは不可能なものなのかということです。

○出口会長 いかがでしょうか。15ページの立地制限内容の制限なしの対応のところ、そ

れから、最近の傾向も、近隣商業とか商業地域には立地が入っていないくて、準工業のところで開発が行われているのではないかと思います、その辺の絡みも含めて説明していただければと思います。

○事務局 まず、委員から御質問のありました近隣商業地域とか商業地域の話ですが、例えば宮崎市でいいますと、先ほど赤く塗っていましたが市街化を促進する区域内にこういう用途地域を張りつけております。特に近隣商業地域とか商業地域というのは、おおむねまちの中心部に用途として張りつけてあることが多いんですが、準工業地域については、市街化の中でも若干縁辺部のほうに配置されていることが多い。ただし、ここにつきましては、説明の中で少しありましたけれども、特別用途地区というのを指定して、市街化を促進する区域であっても縁辺部に行ったりしないような調整を各市町さんの意向によってできるということになります。基本的には、市街化を促進している区域内に、もしこういうものを整備するのであれば、市街化区域の中のこの用途の中で整備を促していこうという位置づけになっております。

○A委員 まちづくりのところで、40年ぐらい前にスーパーのダイエーができましたが、そこができることによってあの付近は宮交シティができたり、随分変わってきたと思います。今、イオンができて、イオンのあたりはイオンを中心にまちが広がってきています。でも、それが30年後ぐらいにどうなっているかという、今はイオンは力がありますが、ダイエーもその当時は、ダイエーが潰れていくとは皆さん思わなかったと思います。イオンも同じことで、あまりに経済というか資本の動向に任せていると、まちとかいろいろなものはどうなるかわからないというところがあって、何十年か後には住みにくいまちになっていたということになりかねないので、その意味を大きく見据えて、活性化しようという地域には大いに活性化する施設はあってもいいけれども、線引きが難しいということになります、30年後にもすばらしいなというまちづくりに持っていけるような方策をしていかないと、経済の動向だけに頼っていては、資本というのはそのときの情勢で変わっていくし、もうかるところにどんどん進んでいきます。それは永遠不滅ではないので、そのところはよく考えていかないといけないので、何かの形で都市計画のところとうまくそこが表現できるといいかなと思います。都市計画でそのところの歯どめをかけるとか、うまくそこでやっていると都市計画の意義がすごくあるなというふうに思います。

○出口会長 ありがとうございます。非常に大きな問題の提案をいただいたと思いますので、また議論の参考にしていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、報告事項に対していただいた委員の意見を参考にして修正等お願いいたします。

それから、都市計画区域マスタープランのほうは、パブリックコメントにかけるということですので、きょう、委員からいただいた問題は、委員であってもわからないところがあるかと思imasuので、市民の方々、県民の方々にわかりやすいように情報を補足したり修正してパブリックコメントにかけていただければと思います。

○F委員 最初のマスタープランの件で、当然入っているかなと思いましたが、入っていないような気がしたので。

資料の1-2の34ページ、防災の話で、去年は言えなかったんですが、昨年度、県土強靱化計画を策定しましたので、ここにその言葉を入れて、その計画と密接に連携し、対策を推進するぐらいの言葉は表に出しておいていただきたいということと、これはちょっとお聞きしたいんですが、空港と港は入っているようですが、鉄道の部分は入っていないんです。あと、都城志布志道路、九州中央道、これは完全につながっていないけれども、基本的には重要なライフラインの一つになります。九州中央道と都城志布志道路は文章の中に入っていなかったのに入れておいていただきたいと思います。東九州道に関してはつながっていないけれども名前が入っています。3ページの分は都市間の連携・物流も含めてぼんやり書いてあってそれはそれで結構ですが、文章の中にそういう類いのものはありません。ここは県としては将来も含めて重要だと思いますので、道路だけではなくて鉄道も含めて、道路に関しては、高速道路の九州中央道、また都城志布志道路も入っていなかったような気がするので、表に出しておいたほうが良いと思います。もし入っていたらそれで結構です。

○出口会長 ありがとうございます。大きく2点意見をいただいたと思います。事務局、いかがでしょうか。

○原田委員 補足しますと、九州中央道に関しては延岡のほうの資料には入っています。本県の目指す都市づくりとか目次があって、これが頭になると思imasuので、頭の部分には出しておかなければいけないということです。

○事務局 まず、都城志布志道路につきましては、資料1-4に記載してあります。

○F委員 それは確認しています。目次の第4章5節のところは防災都市づくりに関する方針になっていますから、その方針の頭のところにさっき言ったようなものが入っていないと、各部署のところには入っていても全体が見えない。各部署に分かれてつくってある

けれども、全体のものがないんです。

○**出口会長** F委員がおっしゃっているのは、個々には入っているけれども、全体の方針というのが、区域マスタープランの立て方というか表現の仕方だと思うので、区域マスタープランとしてはないかもしれないけれども、全体を網羅するようなものが必要ではないかという意見にも聞こえるんです。例えばリーフレットみたいなもの、あるいはパンフレットみたいなもので、全体の概要をあらわすようなものをつくるのかとか。

○**F委員** 各区域で、本県の目指す都市づくりとか同じ文章が入って、同じような目次に全部なっているんです。それは置いておいて、でも、全体像が。

○**出口会長** パブリックコメントのときにも頭出しで必要なものがありますね。そういうものをつくらないのかと。つくれば、そこの中に大まかなことは入れられるのではないかという御意見ではないかと思います。一つずつは決められたもので全国一緒だと思います。区域マスタープランだから、区域ごとにつくるというのが基本だと思うんです。

○**F委員** 県が何をしたいのかというのがわからない。

○**事務局** 全体的なまとめを都市計画に関する基本方針のほうに明記しているんですが、お手元の青いドッチファイルの中に、都市計画に関する基本方針（平成29年3月）と書いたものが挟んであると思います。その71ページの6）に、さまざまな災害に強い都市の骨格としての道路整備ということで、その中に、東九州自動車道、九州中央自動車道の整備促進及び一体となった地域高規格道路、例えば都城志布志道路であればこちらに該当しますが、こういうふうに全体の基本方針のほうに位置づけているところがございます。これに即する形で、区域マスタープランにつきましては各圏域ごとの路線名を掲上させていただいているのが実情でございます。

○**F委員** これとこれがセットで。

○**事務局** そうです。

○**F委員** さっきの上のほうに、強靱化計画と密接に連携し、対策を推進するという言葉は入れると同時に、各区域マスタープランの中にも頭に出しておけばいい。

○**事務局** 国土強靱化計画に関するところは御意見として承りまして、パブリックコメントまでに修正いたします。

○**F委員** 鉄道も入れたほうがいいと思います。

○**事務局** パブリックコメントまでに調整させていただこうと思います。

○**出口会長** ありがとうございます。関連して、パブリックコメントのときに、基本方針

は関連情報としてホームページと一緒に挙げておくんですか。

○事務局 基本方針自体は既にホームページにアップされていますが、関連づけるような形でリンクさせたほうがよろしいですか。

○出口会長 パブリックコメントをもらうときの説明のほうにも誘導して理解できるようにしていただければわかりやすいと思います。どうもありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。先ほどいただいた委員の意見を次の内容に含めていただいて、区域マスのほうはパブリックコメントに進むということ、それから、ガイドラインのほうは、内容を固めていくということを進めていただければと思います。

きょうは貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局 出口会長、議事の進行、まことにありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第138回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただき、まことにありがとうございました。

午前11時56分閉会